

新

千葉県建築士法施行細則

昭和二十六年一月二十三日  
規則第二号

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第六条の七 略

2 略

3 報告書等(第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出は、当該報告書等が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で作成されている場合には、次の各号に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 略

二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

(登録事項)

第十条 名簿には、次の事項を登録する。

一 略

二 氏名

三 六 略

(名簿の閲覧)

第十六条の二 略

2・3 略

4 前各項の規定は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第八条第一項の規定により行われた縦覧等に係る名簿の閲覧については、適用しない。

旧

千葉県建築士法施行細則

昭和二十六年一月二十三日  
規則第二号

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第六条の七 略

2 略

3 報告書等(第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出は、当該報告書等が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で作成されている場合には、次の各号に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 略

二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

(登録事項)

第十条 名簿には、次の事項を登録する。

一 略

二 氏名、生年月日及び性別

三 六 略

(名簿の閲覧)

第十六条の二 略

2・3 略

(新設)

<p>(登録状況の報告)</p> <p>第十六条の八 略</p> <p>2 略</p> <p>3 報告書等(第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出は、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次の各号に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>一 指定登録機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法</p> <p>(指定登録機関への書類の交付)</p> <p>第十六条の十一 略</p> <p>2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次の各号に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法</p> <p>(建築士事務所に係る書類の閲覧)</p> <p>第二十二条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前各項の規定は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第八条第一項の規定により行われた縦覧等に係る閲覧書類の閲覧については、適用しない。</p>	<p>(登録状況の報告)</p> <p>第十六条の八 略</p> <p>2 略</p> <p>3 報告書等(第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出は、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法をもつて行うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(指定登録機関への書類の交付)</p> <p>第十六条の十一 略</p> <p>2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次の各号に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法</p> <p>(建築士事務所に係る書類の閲覧)</p> <p>第二十二条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(新設)</p>
---	--